

定 款

株式会社 global bridge HOLDINGS

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 global bridge HOLDINGS と称し、英文では global bridge HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること。
 - (1) 託児所・保育所の経営
 - (2) 労働者派遣事業
 - (3) 有料職業紹介事業
 - (4) インターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業
 - (5) 介護保険法による指定居宅介護支援事業
 - (6) 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - (ア) 訪問介護
 - (イ) 訪問入浴介護
 - (ウ) 訪問看護
 - (エ) 訪問リハビリテーション
 - (オ) 居宅治療管理指導
 - (カ) 通所介護
 - (キ) 通所リハビリテーション
 - (ク) 短期入所生活介護
 - (ケ) 短期入所療養介護
 - (コ) 特定施設入所者生活介護
 - (サ) 福祉用具貸与
 - (7) 居宅介護福祉用具の販売
 - (8) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - (9) 介護保険法に基づく施設サービス事業
 - (10) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - (11) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 - (12) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
 - (13) 居宅介護住宅改修の事業
 - (14) 在宅配食サービス
 - (15) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - (16) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - (17) 児童福祉法に基づく障害児童通所支援事業
 - (18) 店舗の建築、改装、内装並びに設計施工
 - (19) 住宅の建築、改装、内装並びに設計施工
 - (20) 建築・土木工事の企画、設計、施工及び監理
 - (21) 建築資材の製造、輸入並びに販売
 - (22) 不動産の売買、賃貸並びにその仲介

- (23) コンピュータ、情報処理機器並びにこれらに関するソフトウェアの開発及び販売、設計、運用の受託及びコンサルティング
- (24) インターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業
- (25) 保育施設、介護施設、及びその他の福祉施設の職員育成のための研修及び養成に関する事業
- (26) 人事・庶務・総務・法務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング
- (27) 福祉施設開設及び運営に係るコンサルティング
- (28) 福祉施設に係る不動産の賃貸及び管理
- (29) 事務処理及びその他の業務処理請負
- (30) 出版物の企画、発行及び販売
- (31) 前各号に関するコンサルティング
- (32) 前各号に附帯関連する一切の事業及びサービスの提供
 - 2. コンピュータ並びに関連機器の賃貸及び導入指導
 - 3. 商標権、意匠権等の知的財産の取得、保有、運用、管理業務
 - 4. 関係会社に対する経営指導のための企業管理、経営支援
 - 5. 子会社に対する貸付、保証及び投資
 - 6. 事務処理及びその他各種産業上の事務処理請負
 - 7. 人事管理、労務管理及び社会保険業務に関する業務請負
 - 8. 出版物の企画、発行及び販売
 - 9. 広告代理店業及び総合リース業
 - 10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - 11. 不動産の売買、賃貸及び管理業
 - 12. 前各項に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 当社の監査役会に関するその他の事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当又は中間配当による配当財産が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の配当財産には利息をつけない。

(制定改訂履歴)

1. 平成27年（2015年）11月25日制定
2. 平成28年（2016年）6月30日改訂
3. 平成29年（2017年）3月30日改訂
4. 平成29年（2017年）8月14日改訂